

監理団体の業務の運営に関する規程

制定：平成29年5月29日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本農業法人協会（以下、「この法人」という。）が、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、定款第4条第3項に定める国際理解と途上国支援に向けた外国人技能実習生等の受入と研修に関する監理事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(求人)

第2条 この法人は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しない。

2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等又はその代理人の方が直接来所し、所定の求人票及び所定の添付書類と共に申込むものとする。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールによる申込みでも差支えないものとする。

3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ文書（書面、ファックス、電子メール）により明示するものとする。

4 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費徴収明示表に基づき申し受ける。申し受けた求人受付に関する手数料等は、紹介の成否にかかわらず返金しない。

(求職)

第3条 この法人は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しない。

2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求職票と所定の添付書類と共に、郵便、ファックス又は電子メールにて申込むも

のとする。

(紹介)

第4条 団体監理型技能実習生等に対して、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力支援する。

2 団体監理型実習実施者等に対して、その希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力支援する。

3 団体監理型技能実習生等に対して、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示する。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示する。

4 団体監理型技能実習生等を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行する。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行う。

5 求人、求職の申込みを受理した以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介を行う。

6 この法人は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介を行わない。

7 就職が決定し雇用契約を締結する際には、求人者から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費徴収明示表に基づき申し受けるものとする。

(監理)

第5条 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めるときは、直ちに監査を行う。

2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあつては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者等が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合に

あつては、他の適切な方法による確認)を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行う。

3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介は行わない。

4 第一号団体監理型技能実習にあつては、認定計画に従つて入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させない。

5 技能実習計画作成の指導に当たつて、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を实地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行う。

6 技能実習生の帰国旅費(第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。)を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じるものとする。

7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めを行わない。

8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置が講じるものとする。

9 この法人の事務所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、事務所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示する。

10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行う。

11 上記のほか、技能実習関係法令に従つて業務を実施する。

(監理責任者)

第6条 この法人の監理責任者は、監理責任者等講習を修了した者とする。

2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理する。

(1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備

(2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整

(3) 団体監理型技能実習生の保護

(4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理

(5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること

(6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

(監理費の徴収)

第7条 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収する。

2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けるものとする。その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあつせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。

3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費徴収明示表に基づき申し受けるものとする。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。

4 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けるものとする。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。

5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となつた時以降に団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けるものとする。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とする。

(その他)

第8条 この法人は、国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があつた場合には、迅速に、適切に対応する。

2 雇用契約締結後、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等双方からこの法人にその報告するものとする。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかつた場合にも報告するものとする。

3 この法人は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報保護規程及び職業紹介事業に関する個人情報適正管理内規に基づき、適正に取り扱う。

4 この法人は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切しない。

5 この法人の取扱職種の範囲等は、耕種農業（畑作・野菜、施設園芸、果樹）、畜産農業（養鶏、酪農、養豚）、そう菜製造業（そう菜加工作業）とする。

6 この法人の監理団体の業務の運営に関する業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営する。

附則

1 この規程は、平成29年5月29日から適用する。

監理費徴収明示表

公益社団法人 日本農業法人協会
東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル 1F

(単位:円)

監理費の種類	費目	(詳細)	監理費(1人・1年)
職業紹介費	募集・選抜費用	人件費	10,000
		交通費	26,000
		その他(事務費・通信費等)	14,400
	送出し機関に支払う費用	送出し管理費(インドネシア、中国)	120,000
		送出し管理費(タイ)	60,000
講習費	講習費用	施設費	93,800
		講師謝金(法的保護等)	14,000
		通訳謝金等	91,000
		教材費	3,000
		講習手当	70,000
		その他諸経費	30,000
監査指導費	監査費用	交通費	7,500
		その他(監査時通訳費・交通費)	12,000
		人件費	13,000
	巡回指導費用	交通費	16,500
		その他(巡回指導時通訳費・交通費)	25,000
		人件費	21,000
その他諸経費	技能実習生の渡航及び帰国に要する費用	120,000	
	監理事業の実施に要する費用	事務所経費等諸経費	70,000
合計			817,200

